

令和3年度

坂井市財政健全化審査及び
経営健全化審査意見書

坂井市監査委員

坂 監 委 第 4 4 号
令和 4 年 8 月 1 9 日

坂井市長 池田 禎孝 様

坂井市監査委員	亀嶋 政幸
同	重森 宣彦
同	佐藤 寛治

財政健全化審査及び経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見書を提出する。

令和3年度 財政健全化審査及び経営健全化審査意見書

第1 審査の対象

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和4年7月28日から8月19日まで

第3 審査の方法

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令の規定に準拠して適正に作成されているかを審査した。

審査に当たっては、

- ・法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか
- ・法令等に基づき適切な算出数値が財政指標の計算に用いられているか
- ・財政指標の基礎となった書類等が適正に作成されているか

などに主眼をおき、総務省の作成した記載要領などに基づき決算諸表その他の関係書類と照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第4 審査の結果

1 健全化判断比率

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

一方、健全化判断比率は次表のとおりで、早期健全化基準を下回っている事から財政状況が著しく悪化している状況にはない。引き続き財政の健全性確保に努められたい。

(単位：%)

健全化判断比率名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	—	12.15
②連結実質赤字比率	—	—	—	17.15
③実質公債費比率	6.3	6.5	7.0	25.0
④将来負担比率	78.4	65.6	44.8	350.0

※実質赤字額、連結実質赤字額がない場合「—」で表記している。

※早期健全化基準は、関係法律施行令により定められており、この基準を超えた場合には財政健全化計画の策定等が義務付けられる。

(2) 項目別意見

①実質赤字比率

一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字比率は生じておらず、財政収支は悪い状況ではない。

②連結実質赤字比率

一般会計等の実質収支は黒字であり、すべての公営企業会計において資金不足はないため、連結実質赤字比率は生じておらず、財政収支は悪い状況ではない。

③実質公債費比率

実質公債費比率は、実質的な公債費が財政に及ぼす負担を表す指標で、前3か年の平均値で示される。この指標が高くなるほど公債費のウェイトが大きくなり、財政の弾力性が低下する。その値は7.0%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っていることから、公債費の財政負担が過大な状況にはないことがわかる。しかし、前年度比率より0.5ポイント上昇した。これは、磯部コミュニティセンター施設整備事業、雄島こども園整備事業等の公債費の償還開始により、公債費が90,982千円増加したこと、また、公共下水道事業会計に対する一般会計からの繰出金増加により、準元利償還金が84,800千円増加したことによるものである。今後も高額な公債費の償還が控えており、引き続き注視していく必要がある。

なお、実質公債費比率の算定内訳は、次のとおりである。

(単位:千円)

		令和3年度	令和2年度	増減額
一般会計の地方債元利償還金 (繰り上げ償還額を除く)	公 債 費 (A)	4,045,548	3,954,566	90,982
準元利償還金	公営企業債等元利償還金に充てた 一般会計からの繰出金	1,205,748	1,106,194	99,554
	一部事務組合負担金	278,569	293,301	△ 14,732
	公債費に準ずる債務負担行為	0	0	0
	一時借入金	7	29	△ 22
	小計 (B)	1,484,324	1,399,524	84,800
元利償還金・準元利償還金 に充てられた特定財源	貸付金償還金	0	0	0
	市営住宅使用料	54,234	54,547	△ 313
	都市計画税充当可能額	0	0	0
	小計 (C)	54,234	54,547	△ 313
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)		3,917,250	3,875,076	42,174
標 準 財 政 規 模 (E)		24,083,015	23,149,714	933,301
実 質 公 債 費 比 率 (単年度) {(A+B) - (C+D) / (E-D)} × 100 (%)		7.72789	7.39037	0.33752
実 質 公 債 費 比 率 (3か年平均) (%)		7.0	6.5	0.5

④将来負担比率

将来負担比率は、将来負担する可能性のある負債などの残高の程度を表す指標である。その値は44.8%となっており、早期健全化基準の350.0%を大きく下回っていることから、将来における市債償還や債務負担行為の支出予定等が著しく過大な状況にないことがわかる。また、前年度比率より20.8ポイント下降した。これは、まちづくり整備基金や寄附市民参画基金等への積立により、充当可能基金が2,824,485千円増加したことによるものである。地方債現在高は601,674千円減少し、将来の負担も減少しているが、今後の地方債の発行においても費用対効果を考慮した事業計画に努められたい。

なお、将来負担比率の算定内訳は、次のとおりである。

(単位:千円)

		令和3年度	令和2年度	増減額
将来負担額	地方債現在高	56,318,220	56,919,894	△ 601,674
	公営企業債等繰入見込額	13,368,544	14,489,074	△ 1,120,530
	一部事務組合等負担見込額	2,312,546	2,475,584	△ 163,038
	退職手当負担見込額	4,067,458	4,303,998	△ 236,540
	小計 (A)	76,066,768	78,188,550	△ 2,121,782
充当可能 財源など	充当可能基金	11,054,067	8,229,582	2,824,485
	充当可能特定収入	322,644	361,796	△ 39,152
	基準財政需要額算入見込額	55,635,726	56,937,201	△ 1,301,475
	小計 (B)	67,012,437	65,528,579	1,483,858
標準財政規模 (C)		24,083,015	23,149,714	933,301
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 (D)		3,917,250	3,875,076	42,174
将来負担比率 {(A-B) / (C-D)} × 100 (%)		44.8	65.6	△ 20.8

2 資金不足比率

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

一方、資金不足比率は次表のとおりで、いずれの会計においても資金不足は生じておらず経営資金の状況が著しく悪化している状況にはない。引き続き経営の健全性確保に努められたい。

(単位:%)

	会計名	令和3年度	経営健全化基準
資金不足比率	水道事業会計	—	20.0
	公共下水道事業会計	—	
	農業集落排水事業会計	—	
	病院事業会計	—	

※資金不足額がない場合「—」で表記している。

※経営健全化基準は、関係法律施行令により定められており、この基準を超えた場合には経営健全化計画の策定等が義務付けられる。

(2) 項目別意見

特記すべき事項なし。